

平成22年5月7日
第2177号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 平成22年度調理師試験の実施(226・健康推進課).....1
- 都市計画の変更予定及び都市計画の案の縦覧(227・都市計画課).....2
- 都市計画の変更による送付図書の縦覧(228～230・都市計画課).....2
- 建設業の許可の取り消し(231・秋田地域振興局総務企画部).....3

公 告

- 条件付き一般競争入札の実施(技術管理室).....3
- 土地改良区の定款変更の認可(北秋田地域振興局農林部).....4
- 土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部).....5
- 土地改良区の定款変更の認可(平鹿地域振興局農林部).....5

告 示

秋田県告示第226号

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2第1項の規定により、次のとおり平成22年度調理師試験を実施するので、調理師法施行細則(昭和34年秋田県規則第34号)第2条第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年5月7日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成22年8月25日(水)午後1時30分から午後3時30分まで

(2) 場所

- ア 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁 正庁
- イ 秋田市山王三丁目1番1号 秋田県庁第二庁舎 大会議室
- ウ 秋田市山王四丁目2番3号 秋田県市町村会館 大会議室

2 試験科目

食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学及び調理理論

3 受験資格

平成22年度調理師試験実施要領において定める。

4 受験申込みに必要な書類

(1) 受験願書 2部

(2) 添付書類

- ア 調理業務従事証明書 2部
- イ 卒業(修了)証明書又は卒業証書の写し 2部
卒業(修了)証明書に記載されている姓と現在の姓が異なる場合は、戸籍抄本を2部添付すること。
- ウ 写真
受験願書提出前6か月以内に脱帽、無背景で、上半身を正面から撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもの 1枚
- エ 封筒 2通(受験票及び試験結果を封書で送付するため)
封筒は、他の受験書類と共に配付する。封筒には、郵便番号、住所及び氏名を明記すること。住所が勤務先の場合は、勤務先の名称も付記すること。

5 受験願書用紙の交付

(1) 期間

土曜日、日曜日を除き、平成22年6月14日(月)から同年7月2日(金)までの午前9時から午後5時まで

(2) 場所

秋田県内の各地域振興局福祉環境部(県保健所)、秋田市保健所

6 受験願書の受付

(1) 期間及び時間

土曜日、日曜日を除き、平成22年6月23日(水)から同年7月2日(金)までの午前9時から午後5時まで

(2) 場所

住所地を所管する地域振興局福祉環境部(県保健所)。秋田市の居住者は秋田市保健所。また、秋田県内に住所を有しない者にあつては、秋田県内の地域振興局福祉環境部(県保健所)とする。なお、郵送による提出は認めない。

7 受験手数料

(1) 額

6,100円

(2) 納付方法

受験願書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

8 合格者の発表

平成22年9月10日(金)午前10時に秋田県庁前公告板、各地域振興局福祉環境部(県保健所)及び秋田市保健所の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に試験結果通知書を送付する。また、県ホームページ「美の国あきたネット」<http://www.pref.akita.lg.jp/>、「健康・福祉」にも合格者受験番号を掲載する。

9 開示請求の受付

(1) 開示請求ができる者

受験者本人

(2) 開示内容

科目別得点及び総合得点

(3) 期日及び時間

土曜日、日曜日、祝祭日を除き、平成22年9月10日(金)から同年10月7日(木)までの午前9時から午後5時まで

ただし、平成22年9月10日は午前10時から午後5時まで

(4) 場所

秋田県健康福祉部健康推進課、各地域振興局福祉環境部(県保健所)

10 試験についての問い合わせ先

秋田県健康福祉部健康推進課(電話018-860-1422)又は最寄りの地域振興局福祉環境部(県保健所)、秋田市保健所まで。

秋田県告示第227号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成22年5月7日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 都市計画の種類

道路

2 都市計画の案の名称

秋田都市計画道路(3・4・11号新屋土崎線及び3・5・36号外旭川新川線)の変更

3 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分 秋田市寺内字三千刈、外旭川字野村及び將軍野南四丁目の各一部

4 都市計画の案の縦覧場所

(1) 秋田市山王四丁目1番1号 建設交通部都市計画課

(2) 秋田市山王四丁目1番2号 秋田地域振興局建設部用地課

(3) 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

5 都市計画の案の縦覧期間 平成22年5月7日(金)から同月21日(金)まで

秋田県告示第228号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、秋田市長から都市計画の図書の写しの送付があつたので、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年 5 月 7 日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき図書
秋田都市計画道路（7・6・2号秋操一号線）の変更の総括図、計画図及び計画書
- 2 縦覧場所
秋田市山王四丁目 1 番 1 号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第229号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、潟上市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年 5 月 7 日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき図書
秋田都市計画公園（2・2・204号豊川中央街区公園）の変更の総括図、計画図及び計画書
- 2 縦覧場所
秋田市山王四丁目 1 番 1 号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第230号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、秋田市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年 5 月 7 日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき図書
秋田都市計画地区計画（檜山石塚谷地地区計画）の変更の総括図、計画図及び計画書
- 2 縦覧場所
秋田市山王四丁目 1 番 1 号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第231号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年 5 月 7 日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成22年 4 月 21 日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
大栄建工株式会社
秋田市仁井田新田一丁目 5 番 15 号
代表取締役 大 釜 猛
秋田県知事許可（般-17）第8941号
- 3 処分の内容
左官工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成22年 4 月 21 日付けで左官工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、公告する。

平成22年 5 月 7 日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
平成22年度 建設資材価格市況調査業務委託
- (2) 業務概要
平成22年 6 月以降適用の秋田県設計資材価格の基礎資料作成業務
- (3) 履行期限
平成23年 3 月25日まで
- (4) 業務場所
別途指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 秋田県内又は東北管内において本業務と同種（建設資材価格調査）を元請として完了させた実績があること。
- (3) 管理技術者は、本業務と同種又は類似業務に従事した経歴を有する者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く）でないこと。
- (5) 社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く）であること。
- (6) 当該契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 設計図書等を示す場所等

- (1) 本業務に係る設計図書、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目 1 番 1 号
秋田県建設交通部建設管理課技術管理室積算管理班
(電話018-860-2419)

(2) 交付方法

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日を除き、平成22年 5 月 7 日（金）から同月14日（金）までの期間、(1)の場所において随時交付する。

4 入札執行の日時及び場所

平成22年 5 月17日（月）午後 1 時30分
秋田県庁 6 階 西フロア会議室

5 入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第 4 号。以下「財務規則」という。）第160条及び第161条に規定するところによる。ただし、財務規則第162条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

6 その他

(1) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の無効

財務規則第166条に規定するところによる。

(3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同額の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじにより決定する。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書に記載された必要資料等を提出すること。

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、大館市二井田真中土地改良区から申請があった定款変更について、平成22年 4 月23日認可したので、同条第 3 項の規定に基づき、公告する。

平成22年 5 月 7 日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、仙北郡六郷町土地改良区から申請があった定款変更について、平成22年4月22日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年5月7日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、おものがわ土地改良区から申請があった定款変更について、平成22年4月23日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年5月7日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

発 行 者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印 刷 所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号